

報告書



1996年11月9日 · 10日

於:アピオ大阪(大阪市立労働会館)

主催/子どもの権利条約フォーラム'96実行委員会よびかけ団体/国際子ども権利センター・子どもの権利条約ネットワーク

子どもの権利条約フォーラム'96

子どもの権利条約って知っていますか? これは1989年に国際連合で生まれた子どもを守るための国際的なきまりです。子どもたちの生存・発達の権利や保護される権利だけでなく、「子どもの意見表明権」など参加や自己決定権まで認めた画期的な内容で、「世界の子どもの権利章典」ともいわれています。日本政府は3年前に158ヶ国目にようやく批准し、日本の法律となりました。

このフォーラムは日本社会における子どもの問題に取り組んでいる人々と海外における子どもの問題に取り組んでいる人々が子どもの権利条約を通じて、出会い、意見交換する場として1993年に始まりました。

今回は初めて大阪で開催しました。在日コリアンなど多文化・マイノリティの子どもの問題も視野にいれながら、さまざまな子どもの問題について活発な議論ができました。

批准して満3年、条約の内容をどのように実現していくかが課題 となっています。

フォーラムでは、これからも子どもの権利条約の精神を取り入れて、具体的な取り組みをしている人たちの実践報告と交流の場にしたいと思っています。

趣旨・目的

- (1) 日本における子どもの問題に取り組む人々と海外における子どもの問題に取り組む人々の現状報告および意見交換。
- (2) 子ども同士の交流、子どもとおとなの意見交換
- (3) 条約をより実効ある実施をすすめるための国・自治体関係者との建設的対話。
- (4) 条約を一つの基準として日本と世界での子どもの権利水準の検 証。「子どもの権利条約白書」(仮称)の刊行。
- (5) 条約の趣旨や規定の普及。

第1日目

13:00	出会いのセッション		. 3
15:00	全 体 会		
	オリエンテーション		
	あいさつ		
	基調講演		. 9
	メイン企画『模擬 国連子どもの権利委員会』		• 4
19:00	交 流 会		
#^~ T =	=		
第2日目	∃		
10:00	課題別分科会		10
	子どもの権利条約を日本政府が批准して2年が終		
	│		
	取り組みを実践している、という意味で使ってい		
	A10:00~12:00, B13:00~15:00, C10:00~15:00		
	A おもしろい学校1	子どものことは子どもが決める!	10
	A おもしろいフリースクール	脱·学校	11
	A おもしろいまちづくり	子どもをとりまく環境	12
	A 子どもの心とからだの癒し	CAPの取り組みを中心に	13
	B おもしろい学校2	いろんな文化をもつ子ども	14
	B おもしろい役所	行政の取り組み	15
	B 多文化・マイノ リティの子どもたち	共生をめざして	16
	B 南の国の子どもたちと私たち	子ども買春問題を中心に	17
	C とことん話し合おう!日本政府報告書について	日本政府報告書について	18
	C おもしろい子どもたち	子どもアクション広場	20
15:00	全体会	日本政府に対する「総括所見」について	22
	パネル展示・資料コーナー		26
	The state of the s		
	アンケート結果		26
	アンケート 桁米 新聞記事		20 30
	新 同 記事 賛 同 団 体・ 賛 同 個 人		32
	実行委員会構成団体		34



動きながらお互い知りあう



どんな人が来ているのか自己紹介



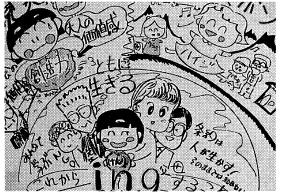
グループにわかれて話しあい



どんな意見がでたかインタビュー



「子ども」「子どもの権利」についてたくさんのキーワード がだされました



キーワードをイラスト入りでまとめたグループも



"子どもの権利条約"が発効した2年後の96年5月、政府は同条約44条*に基づいて、ジュネーブの国連子どもの権利委員会に、最初の政府報告書を提出した。それは、"その国がどんなに誠実にその権利を守ったか、どんな具体的処置を取ったか、どんなに進歩がみられたか"を報告するものである。そしてそれを審査し、良くない点を勧告するのが権利委員会だ。

しかし、海の向こうの権利委員会の模様を知る手立ては少なく、提出された政府報告書も、「外務省において随時入手可能とする予定」というだけで、インターネット上にも流れていない。それなら、委員会の模様を模擬委員会としてやろう、委員会で行われている議論をできるだけわかり易く、たくさんの人に伝えよう。そしてそれが、オルタナティブ・レポート(政府報告書の不十分さを民間で補充するレポート)をジュネーブに送るための機動力、起爆剤になれば……という願いを込めて、日本で初めての『模擬・国連子どもの権利委員会』が行われた。

* 条約を批准した国は、最初は2年後、その後は5年後ごとに報告義務を課せられている。

権利問題のエキスパートたちが役者

"子どもの権利条約"の第一人者と言われる喜 多氏を始め、子どもの権利問題のエキスパートた ちを政府側・委員側の両配役にそろえて、『模 擬・国連子どもの権利委員会』は開始された。

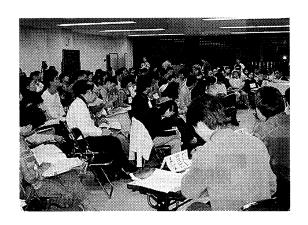
委員側からは、「条約に対応した法律が整備されていない」「政府が子ども向けに作成したポスターが教室に貼られておらず、条約を知っている子どもが少ない」「被差別部落出身者や在日コリアンに対する差別が根強く残っているが、政府はどんな対応をしているのか」という実際の委員さながらの鋭い追求に加え、『指紋押捺・外国人登録証明書などを定める外国人登録法』についてや『内申書の公開』『いじめ』『児童労働』など、専門知識をいかした厳しい質問も飛び出した。

それに対する政府側は、「ご指摘を参考にしなが ら、さらに検討していきたい」「その件につきま しては、委員会とは少し見解の相違があると思い ます」と、本物と同じく焦点をぼかしたり、良い ところを強調する答弁に留まり、「政府はあんな ことを言ってる、任せておけない | と、参加者に 政府報告書だけでは不十分であることを実感させ た。また、日頃の活動の実感にもとづく政府への 皮肉をこめた、しかしユーモアたっぷりの発言の 数々は傍聴席の参加者を十分盛り上げ、また、考 えさせもした。委員役の方々は普段の自分たちの 発言とは180度異なる答弁だけに、四苦八苦され ていたが、また楽しんでもいられたようだ。「喜 多先生たちみたいな子どもの味方を政府側にする なんて……」という傍聴席側の子どもから、意見 があったことも付け加えておきたい。

模擬委員会だからできたNGO発言

さらに模擬委員会では、子どもたちにも参加し てもらいたいと、実際にはあまり行われないNG 〇発言を取り入れた。そこでも、「学校では校則 が自分たちの行動を規制する。法律と校則、どち らに重きを置くのか。学校は治外法権なのかし 「在日コリアンの子どもが、本名を知られていじ められ、名札をつけずに登校してます。状況は改 善されてません」など、厳しい子どもたちの現実 が浮き彫りにされ、傍聴席がシーンと静まり返え る場面もあった。

また、ジュネーブの権利委員会にNGOとして 欠かさず参加している平野氏が、実際の権利委員 会の人数編成や様子、補足説明などを、適時ナレ ーションとして解説した。『模擬委員会を10倍楽 しく見るための用語集』なども配り、難しくなり がちな内容をわかりやすく工夫し、参加者を飽き



させなかった。

「海の向こうでこんなに日本のことが議論され てるなんて知らなかった| 「子どもの権利条約を もっと知りたい、なんとか力になりたいしなどの 好意的多数意見の他に、「参加して意見を言いた かった | 「専門家が揃っているのだから、もっと 具体的な子どもの問題を解決するための討論会に してほしかった」という感想もありましたが、関 心の高さは予想をはるかに超えるものだった。

当日の模擬委員会の構成と国連・子どもの権利委員会について

- (1) 開会宣言/自己紹介
- (2) 実施に関する一般的措置
 - *政府報告の評価
 - *立法措置
 - *実施の仕組み
 - *****広報
 - *研修 etc.
- (3) 一般原則
 - 1 差別の禁止の原則
 - *一般的コメント/婚外子
 - *部落差別
 - *外国人
 - *在日コリアン
 - *障害児 etc.
 - 2 子どもの意見の尊重
 - *学校での意見表明・参加

- *権利行使の援助
- *校則
- *内申書
- *懲戒の際の弁明 etc.

(4) 個別問題

- *学校における体罰
- *いじめ
- *親の体罰
- *代替的養護
- *性的搾取 etc.
- (5) まとめのコメント
 - * 差別一般
 - *外国人
 - *在日コリアン
 - *学校教育
 - ☀広報 etc.

国連・子どもの権利委員会は、各国で子 どもの権利条約がどのように実施されて いるかを監視するために設けられ、ジュ ネーブで活動している機関である。各国 が定期的に提出する報告を、NGOなど からの情報も参照しながら審査し、問題 点を指摘したり、改善のための提案・勧 告を行なったりする。報告書は、委員会 が条文を内容別に分類・整理したガイド ラインに沿って作成しなければならな い。実際の審査も、このガイドラインの 順番で行なわれる。なお、実際の報告審 査に費やされる時間は1ヶ国あたり9時 間なので、今回の「模擬……」では委員 会がとくに重視している分野に絞って取 り上げてある。

白熱のワンシーンを誌上再現!

120分に及んだ『模擬・国連子どもの権利委員会』は、どの場面、どの発言をとっても、意味深く 貴重なものでした。新しい発見や疑問、再確認な どされた方も多かったと思います。できればここ に全シナリオを載せたいところですが、紙面の関 係上、台本を越えて白熱した『一般原則』の『差別 の禁止の原則』のワンシーンを再現します。委員 会側ジーコ委員が挙手して発言を始める所から。

ロジーコ委員口

「議長、私は外国人の問題について伺いたいと思います。報告書によれば、『国籍によって取り扱いに差異は設けられていない』とありますが、果たしてそうでしょうか? 例えば、外国人登録法によれば、16歳以上の外国人は特別永住権を持っている場合を除いて指紋押捺の義務があります。また、外国人登録証明書を常に携帯しなければならないのですが、日本国籍を持った子どもには、このような義務は求められていません。これは、子どもの権利条約の"18歳未満の子どもに対するあらゆる差別を禁止"している章に、矛盾しているのではないでしょうか? (後略)|

□ボルボ委員□

「ジーコ委員と関連して、私は在日コリアンの問題を取り上げます。コリアンというのはなんか遠藤周作みたいで嫌なんですが… (笑)。現在、在日コリアンは1~2割、民族学校と呼ばれている所に通っています。しかし、財政的にも資格的にも日本の私立学校とは扱いが違う民族学校と、同じ扱いの学校との2種類があり、後者も、『日本語の授業は国語と名称を変えなさい、韓国語は外国語と変えなさい』等の行政指導が入ります。また卒業生が、日本の学校を卒業した子どもたちと異なる扱いを受けています。例えば、国公立大学受験資格が得られない、公のスポーツ大会に参加が制限されているなど

です。また、日本の学校に通っている在日コリ アンたちも、正規の教育の中で、自分の民族の ことを学べる機会が保障されているといえるで しょうか? 政府報告書には学習機会が提供さ れていると書かれていますが…、実際はどうで しょう。えっ、早く終われ? (笑)、分かりま した。とにかく、在日コリアンの子どもたちに 対して社会的差別が往々にしてある。きちんと 制度的な人権保障をたてたうえで救済されなけ ればなりません。現実は、民族衣装を着た子ど もたちに罵声を浴びせる、暴行を加えるなどの 事件が後を絶ちません。また、本名(民族名) ではなく日本名を名乗らなければならない状況 だと聞いてます。あるいは自分らしく生きたい と本名で暮らしている子どもがいじめに遭う。 このことを他人に訴えても、単なる言葉の問題 として処理されますが、これは子どものアイデ ンティティにとって、きわめて重要な問題だと 思います。是非、これらの教育問題、人権政策 についてどのように考え、どのように変わって きたかを教えていただきたい |

□議長□

「政府代表の方、答弁をお願いします」

□政府代表(法務省)□

「えー、人権啓発教育はおしすすめておりますし、今後も続けていく所存であります。しかし 先生たちは、見当違いをされているように思われます。日本の国というものは国民主権であり、日本国籍を持った人たちが主人公であります。ですから先ほどの外国人は主権者じゃないんです。みなさんがおっしゃられていることは、差別ではなく区別なんです。外国人に対する法律をよく見てください。外国人は、国際化と言われますが、ドドッと来てドドッと出ていく。残念ながらオーバーステイされる方が3000万人おられる。非常に困った話です。やはり外国人の話は綺麗ごとではなく、日本の国家運営のためには、出入国もチェックし、90日以上滞在される方には外国人登録をしてもらうのは当然の義

ジーコ委員

"条約の実施状況を監視する機関、子どもオンブズパーソンという、行政からまったく独立した機関を!"

杉原卓治 (国際子ども権利センター)

政府代表 (外務省)

"条約批准を契機に、日本でも 児童の人権に関する関心が高まっております"

荒牧重人(子どもの権利条約ネットワーク)

政府代表 (文部省)

"児童及び生徒というのはまだ成人になっていない未成年な存在でありまして、必ず意見を聞かなければならないという訳ではないと考えております"

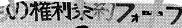
喜多明人 (子どもの権利条約ネットワーク)

議長

"各権利委員のコメントや総括 所見を踏まえて、日本政府のさらなる取り組みを希望します" 甲斐田万智子 (国際子ども権利センター)

ボルボ委員

"「権利条約は本当に僕たちのためにある法律なんだ、僕たち自身が主人公なんだ」と、子どもたちが言える教育を!"ヤンヤイル(民族教育促進協議会)





司会

浜田進士 (国際子ども権利センター)

政府代表 (法務省)

"何故差別が無くならないのか。それは国民がアホやからであります" 高 正臣 (在日韓国民主人権協議会)

クワン委員

"障害を持っている子ども、持っていない子どもが共に社会を構成している。それを学ぶには、共に同じ学校で教育を受ける必要がある!" 菅 源太郎(子どもの権利条約ネットワーク)

ウー委員

"差別をなくすためには法律 は重要です。しかし婚外子や 非嫡出子には、法律の中に まだ差別が残されています" 鵜川まき(アムネスティ日本支部)

ミーナ委員

"子どもはもはや、管理や保護されるだけではなく、権利を使う主体であると強調します" 木村恵子(子ども情報研究センター)

平野裕二 (子どもの権利条約ネットワーク) 作、 『模擬・国連子どもの権利委員会』台本 務だと思います。もちろん人権にのっとって、 外国人に対する様々な権利を我々は十分整備し てきているじゃないですか。在日コリアンの方 たちがあまりに騒ぐので、指紋押捺に関しては 免除してあげたじゃないですか|

□ボルボ委員□

「議長! 別室で彼と議論したいと思いますが」

□政府代表(法務省)□

「(ボルボ委員を無視し)ですからこれは外国人としての当然の区別なの。日本人と同じように? そんな国、どこにありますか、よく考えてください」

□議長□

「ありがとうございました。(と、強引にマイクを取り上げ、法務省の話を打ち切る)」

□政府代表(文部省)□

「文部省からも、多少説明させていただきます。 外国人子弟の教育は、特に国公立の児童に関し まして、日本語での授業が原則であります。こ れは外国人の子どもたちが日本の社会に適応していくためにどうしても必要な処置であります。もちろん民族学校等で、自国の言語にれれるかけなは特殊学校として対応しているため、若干、通常の学校と違いが生じるのも仕方ないの受験ではおります。また、国公立大学への受験資格を得る手段もあり、在日コリアンの子弟の高等教育へのアクセスの機会を奪っているのけではありません。(中略)それから、自国ではありません。(中略)それから言語、習慣、アイデンティティにつきましてかから、習慣、アイデンティティにつきましてからませんが、それを具体的にどこまでもありませんが、それを具体的にどこまで、後ろいては必ずしるかは、条約としては必ずしも義務付けていないと政府は理解しています

(以上、一部抜粋)

シナリオを保存してありますので、全容を知り たい方は、国際子ども権利センターまで。

まとめ

「模擬・国連子どもの権利委員会」、いかがだったでしょうか。実際の審査では、委員の方も政府代表の方ももう少し外交的な配慮をしたやりとりをしますし、内容的にも、日本の実態や今日の参加者層を踏まえて若干アレンジしてありますが、基本的な線はきちんと抑えてあります。

ですが、少しは委員会について具体的なイメージを持っていただけたのではないでしょうか。また、 委員会が子どもの権利について非常に積極的な、むしろNGOに近い姿勢を持っていることも、わかっ ていただけたかと思います。

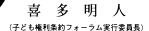
もちろん、委員会でこのような議論ができるようにするためには、NGOがきちんと情報を提供しておくことが欠かせません。そうしなければ、委員が日本の実態を知る術はほとんどないからです。そして、委員会の提案や勧告を政府がきちんと実行するように強く働きかけていくのもNGOの重要な役割です。

そういう意味で、委員会とNGOはパートナーということができるでしょう。NGOの協力がなければ、委員会の機能はかなり弱くなってしまうのが現状です。

また、政府に「外圧」をかけてもらうように委員会に期待するばかりではなく、委員会の議論の流れを踏まえながら、足りない部分はこちらから積極的に委員会に提案し、報告審査の場での議論を補強するような形で関わっていくことができれば、とも考えています。その意味でも、子どもの権利条約フォーラムが昨年からテーマとしてきた「市民レベルでの検証」をいっそう深めていくことが必要です。

条約によってどのような変化があったのか

- 市民参加の条約検証をめざして-



今年5月30日、日本政府が子ども権利委員会に報告書を提出した。条約批准国が発効2年以内に提出を義務づけられた、いわば初の試金石だったが、問題意識の乏しい残念な内容と言わざるを得ない。子どもの権利の実態が見えない政府報告書に対し、私たちNGOや市民団体など民間サイドからのレポートづくりが求められているといってよいだろう。

しかし、同時に私たちが何をやれたか、という、自己検証も大切だ。地域団体・グループにおける「共同体的な権利実現」、子ども団体・グループにおける「子どもの権利行使」、国際協力NGOにおける「子どもの権利実現への国際協力」など、それぞれの活動が私たちの社会にどのような変化を生んだのか、ふりかえっておくべきだろう。

私は、そこに3つの視点が考えられると思う。

1つめは、条約がもたらした進歩・学校や実生活がどのように変わってきたのか。2つめは、そうした改革を進めるうえで、どのような障害があるか。3つめは、障害や課題を解決していくためには、どのような行動が必要か。こういう市民参加型の検証が、条約の精神をいっそう深めていくことになるだろう。

では、条約によって、日本社会にどのような変化が現れたのか。目に見える変化(制度や政策)、目に見えない変化(人の意識)の2つの面から考えてみたい。

制度・政策面の変化では、国際レベルでは「子 どもの買春」に対する国内規制の動きが目立つ。 また、国内レベルでは、法務省の「子どもの人権 専門委員」の活動に注目したい。自治体レベルでは、教育情報の開示・公開、条約の広報活動が進んだことや、学校レベルでは、丸刈り等校則の見直し、教科書における条約の記載などが進んだことが挙げられる。

もっと重要なことは、条約によって、人の意識 がどのように変わったか、である。

まず、おとなの側では、「子どもをひとりの人間としてみる」という意識に変化が見られた。例えば、いくつかの自治体では「子ども議会」「子ども会議」の開催など、子どもの意見表明権を扱っており、子どもとおとなのパートナーシップの第一歩として評価できる。

肝心の子どもの側の意識は変化しただろうか。いじめ問題を発端として、中学生が独自の人権宣言を作成した例などはあるが、全般的には子どもたちの「行動」までは広がっていない。それを阻む要因は、いくつか考えられるが、それは別に資料を参照してほしい。

ここでは、当面子どもの「行動」を支援するために、おとなの役割として2つ挙げておきたい。

1つは、参加情報のアクセス。子どもたちのさまざまな行動を情報として伝えること。条約を知識として与えるのではなく、それを使って、身の回りの人間関係や生活を変えていく参加情報こそ値打ちがある。2つめは、子どもたちが相互に交流するための費用、具体的には交通費を支援してほしい。例えば子どもたちがこのフォーラムに参加したくても、経済的に難しいという現状がある。子どもの移動の自由を保障するためにも、参加支援の補助金制度を打ち立てるべきだ。

条約によって何が変わったのかではなく、私たちは何を変えたのか。そういう主体的な問い直しを続けてこそ、条約は私たちの社会にしっかり根をおろしていくことだろう。

おもしろい学校1~子どものことは子どもが決める!

コーディネーター:桜井智恵子 (子ども情報研究センター)

報告者:石井 武(豊中市立第11中学校)

脇 田 学(羽曳野市立羽曳野中学校)

堀 真一郎 (きのくに子どもの村学園)



「子どもが主役の学校に」と言うのはカンタン。しかし、実は、子ども自身が判断し、決める機会をおとなたちは、ことごとくツブシがちです。それで「自立した人間に」なんてちょっとおかしい。そんな毎日から子どもを解放するためにはいったいどうしたらいいのでしょうか。関西のユニークな取り組み3ケースを紹介します。子どもが主人公になる学校の在り方をめぐって、ごいっしょに意見交換をしましょう。

豊中市立第11中学校は生徒会で校則を廃止し、 「生徒憲章」を制定(1995.11.22発効)、府内の公 立中学校としては初めて、標準服を見直し、自由 服を実現させた(1996.1)学校です。その取り組 み過程は、校則を見直すため、まず手のつけやす いものから考え始め、親の方でも校則研究会がも たれました。職員会議でも、生徒総会でも繰り返 し検討されました。当初、子どもたちも戸惑い、 自分たちで考える中で、「自立・自由・自治」に は「責任 | が不可欠という点に気づいていきまし た。教師と親、生徒の合同意見交換会や、数回の アンケートを通して、今まであたりまえだった点 が問題となり、3者がそれぞれに学校観の問い直 しを迫られました。自由服になってからは子ども たちのありようもゆったりと自由になり、「違う のがあたり前」で共に生きていくという方向に向 かっています。

羽曳野中学校も、数年前より、生徒の制服見直 しに取り組んできており、2回の試行期間を経て 現在は併用期間中です。4割の同和地区の子ども たちもお互いの生活のまま学校に集まってきて、 自由服で苦しい思いをしないという点にも配慮さ れました。自分らしさを皆の前で発揮できるよう な学校を目指そうと教師集団も元気です。これま での人権に対する活動はおとな同士の争いが中心 で、子どもたちの視点が抜け落ちていました。人権について学ぶだけでなく、人権の視点で学ぶことがこれから必要になってくるでしょう。選択履修(子どもが授業を選ぶ)では、NGOと繋がり、授業内容を組み立てたり、様々な種類の音楽を聴いたり、街に探検に出かけたります。人権の視点の基本である人間関係の原則は、自分も他者も否定的に捉えるのではなく、他者を認めつつ、自分もイキイキとする形が一番とまとめられました。

きのくに子どもの村学園は、小・中合わせて150名弱の学校です。部屋の仕切りもなく、科目もなく、おとなは先生とは呼ばれないし、教員間の給料格差もない「壁のない学校」です。初めての中学校の修学旅行は、3泊4日、3万円という枠内で子どもたちが企画し、自分たちで予約をし、旅行前も旅行中も幾度もミーティングを持ちながら、オリジナルで中身たっぷりの楽しい旅を創作できたそうです。教師は決して「人格」や「指導」で直接子どもを導くのではなく、「活動」そのものが子どもの心を捉え、子どもはその中で成長するため、教師の仕事は活動のチャンスを作ることと教えていただきました。

3つの学校の共通点は、子どもたちに多くの環境と時間を準備し、子どもたち自身による「自分らしさ」探しのお手伝いが抜群なところでした。

おもしろいフリースクール〜脱・学校

コーディネーター:郡 洋(HSC京滋、学校に行かない子どもと

ともに歩む集い「みちくさ」)

報告者:岡 本 公 助(フリースペース「なわて遊学場」)

藤田貴子(遊びのページ編集部)

山田 潤(学校に行かない子と親の会・大阪、

大阪府立今宮工業高校・定時制)



学校拒否は、本来、規律・訓練・強制・管理支配・競争からの離脱・逃走だから、自由を求める、おもしろい取り組みとなるはず。フリースペースやミニコミ編集活動、ホームスクーリングセンターでの子どものおもしろい取り組みと、それを見守る「親の会」を知ってもらう。

ただ、そんなおもしろさを学校拒否の子どもから奪うおとなたちもいる。学校の絶対性と多数者支配 を信仰するおとなたちだ。そんな彼らの少数者への不寛容も浮き彫りに。

冒頭、郡が「フリースクールなどへ通う子は学校に行かない子のなかでもごく少数。家庭にいる子が圧倒的多数」「家庭にいる子のなかでも、実態が把握できない場合が圧倒的」と指摘。『脱学校』をテーマに話を進めたいと発言。

子どもの自主的・自律的な活動についての報告から。岡本は、フリースペースでの野外活動を通じて、子どもがどのように自律的な活動をしているかを報告。藤田はミニコミ誌の編集を子どもが自主的に行っていることを報告。郡はホームスクーリングセンターでも子どもが自主的に活動を決定していることを報告。

次に山田が、「親の会」は子どもの活動に直接 的に関与せず、子どもの自律的な活動を見守るだ けと報告。一方、子どもの自律性を認めない「親 の会」のことも報告。被害者は子どもだと指摘。

その後、郡が学校拒否の子どもの自律的な動きにとっての、父母の役割の重大さを指摘。その具体的事例として、藤田が学校拒否に入る直前から現在に至るまでの自身と父母との関係を報告。一連の発言のなかで、子どもの自己決定の原則が顧みられない現状が浮き彫りに。

(フリーディスカッション) 学校職員から学校 を前提とし、フリースクールが脱学校の中心であ るかのような質問があり、山田が学校以外の選択 をなぜ認めないかが問題だと反論。藤田も「何を どこで学ぶかを決める権利は子どもに」「学校に は行くべきという観念が問題」と反論。郡が「子 どもの選択権と父母の教育権を重視すべき」「藤 田氏は少数の側で、学校は多数の側。多数が少数 に寛容でなければいけない」と総括。

次の「在日」の方から「差別されるマイノリティの子どものことは視野にあるか」との質問。山田は、現在の学校は日本国民をつくることが目的と返答。郡は、国家が民族教育を認めないことと学校拒否を認めないことは同質で、マイノリティの家庭の子に学校拒否が多いと指摘。「学校とは別な教育を提示するのが大切では?」と返答。

最後に解放同盟の方が、被差別地区の子どもの 余裕のない生活状況から生まれる葛藤を吐露。参 加者からは「おとなの思いが先走ることも。おと なはもっと引いては?」との意見。藤田は自身の 体験から「中卒」就職の難しさを容認。ただ、そ のために学校に行かざるを得なくなることは、学 校拒否の子には辛いとも。山田は「子どもは教育 されなければならないという神話から解放される べき」と返答。(時間切れ、終了)

おもしろいまちづくり~子どもをとりまく環境

コーディネーター:加納千夏子 (大阪YWCA)

報告者:春日潤子(大阪自然教室)

中谷みさこ(大阪YWCA千里センター)



「子どもはどんな遊びや遊び場をおもしろいと思っているんだろう」「親はどんな遊び場がほしいと思っているんだろう」 — アンケート結果や子どもの遊びに関する地域活動グループの実践報告をもとにみんなで考えます。そして、子どもにとってほんとうにおもしろい遊び場・環境づくりを地域でどうやって進めていくか、意見交換をしましょう。

まず小学生の子どもたち、就学前の子どもをもっ親、それぞれを対象に行った、遊び場についてのアンケート結果を報告しました。これによると、子どもたちは普段、半数以上が自分の家や友達の家など室内で遊んでいます。でも、ほんとうは自分の家で遊ぶよりも、公園や学校で遊ぶ方がおもしろいと思っています。そして、「TVゲームのある所」もいいけれど、「大きなすべり台」や「広い公園」「釣りのできる川」がほしいと思っているのです。親の方は子どもの遊び場として、「雨でも遊べるところ」「安全で、広くて、きれいなところ」を求めています。

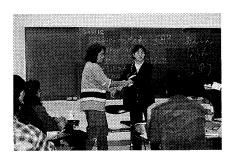
大阪自然教室の春日さんは、京阪神の山や川での自然観察遊びを中心とした活動内容を紹介してくれました。また、小2の頃から教室に参加して現在リーダーをしている大学生の話も聞きました。彼にとっての教室の魅力は、木登りや川遊びなど、親や先生が危ないといってやめさせるようなことを、自由にやらせてくれるところだと言っています。また、自分の体験から、子どもにとって未知の体験へのチャレンジと成功したときの達成感は、自分自身の自信につながると言っています。

大阪YWCAの中谷さんも子どもの時にYWC Aと出会い、おとなになってからはリーダーとし て活動している人です。中谷さんは自分の体験から、このような地域活動に参加して、親や先生のように子どもに対して過剰な期待をもたないおとなと出会うことは、子どもにとって貴重な体験であると語っています。

参加者からは、学校の先生や保母さんから今の 子どもたちの現状について発言がありました。今 の子どもは塾や習い事などに追われ、おとなの管 理しない自由な時間がほとんどありません。そん な中で子どもにとってほんとうにおもしろい遊び ができるまちづくりとはどんなものでしょうか。 学校の先生のキャンプのエピソードでは、先生方 が用意したプログラムよりも、フリータイムに誰 かが始めた草の上をダンボールですべるという単 純な遊びに熱中していたという話。このことから、 私たちおとながしなければならないのは、子ども を既成の枠の中で遊ばせるのではなくて、子ども がほんとうにやりたいことを思う存分できる環境 を作っていくことではないでしょうか。そのため には、事例報告に出たような地域活動やそれを支 えるボランティアの育成も必要だし、地域のおと なたち一人ひとりがそういう意識を持ってネット ワークを広げていくことも必要であると思われま す。結局、参加者の方の言葉を借りれば、まちづ くりは人づくりといえるのではないかと思います。

子どもの心とからだの癒し~CAPの取り組みを中心に

コーディネーター :前村よう子(女性ライフサイクル研究所) 報告者



子どもたちは(私たちも)、あらゆる暴力にさらされて生きています。そんな日常で、みずからを守っていくにはどうすればよいのか。また、自分が他者をおとしめる加害者にならないためにはどうすればよいのか。他人ごととしてとらえるのではなく、自分自身の問題として、身近な体験を思い浮かべながら進めていきます。そのためのてがかりとして、CAP(子どもへの暴力防止)プログラムの一部を紹介します。子どもの気持ちになって、一緒に考えましょう。

小学校低学年向けに行われているCAP (子どもへの暴力防止)プログラムの紹介から始まりました。参加者は小学校2年生になったつもりで、「3つの大切な権利」について話し合い、「知らないおとなからの誘いかけ」と「知っている人からの性被害」の2つのロールプレイに、無事逃げきることができる子ども役として参加。その後、プログラムについての補足説明がありました。

①これまでの指導法への疑問

「知らない人について行かない」…知っている 人が加害者の場合もある。名前や住所を知らなく てもいつも見かけている人なら子どもにとっては 知っている人。知らない人が皆、悪人ではない。

「1人で行動しない」…複数でも被害に遭う可能性はある。

「変質者に注意」…何をもって変だと決めつけるのか等、常に有効とは限らない。

これまでの指導法では「~してはダメ」の禁止 事項が増え、子どもの行動を制限しすぎてしまい ます。万一被害を受けてしまったときに、子ども が(自分が~したからこんな目に遭ったんだと) 自分を責めるきっかけにも。それでなくとも、お となに何があったかを打ち明けるのは困難なの に、ますます話せない土壌をつくってしまいます。 ②話すことの大切さ 子どもは、被害体験をなかなか話せません。加害者からの脅し、共犯者だとの思いこみ(お前が誘ったんだ)、社会的な縛り(男の子が被害に遭うはずがない、被害者にも責任がある等)、「ちくる」行為への恐れ等が理由として考えられます。また、周囲のおとなたちが日頃から子どもの話を聞かない、信じない場合や、タイミングが悪く、言いそびれる場合もあります。誰かに相談できることは、子どもが辛い体験を乗り越える第一歩。話せないで抱え込んだり、忘れたかのように暮らしていても、どこかでその体験が影響を及ぼします。③おとなに求められること

子どもに話してもらえ、子どものエンパワー(自尊心、自己肯定感)を育めるおとなになることが大切です。そのためには、おとな自身が自らの<u>ちから</u>を回復する必要があります。無力感に苛まれた、辛い、悲しいなどの体験を振り返り、「私は私でいい。生きる価値がある」と。当時の自分を認め受け入れていくことがちからの回復につながります。

報告の後、参加者からの「周囲に相談できるおとながまったくいない子どもの場合は?」「被害経験を持つ子はCAPに参加できるのか?」「金品に釣られる子もいるのでは?」等、活発な質疑応答が展開。白熱した分科会でした。

おもしろい学校2~いろんな文化をもつ子ども

コーディネーター:金 相 文 (大阪市立北巽小学校)

報告者:李 ミンギ (大阪民族講師会)

大 枝 明 (大阪府在日外国人教育研究協議会)



"多文化共生社会を"とのスローガンを最近ではよく聞くようになりました。"ちがい"を認め活かせる社会を実現するため、その重い腰をようやく上げたといった感じです。

"民族学級"の取り組みは、大阪の地でいち早く始まった多文化教育の先駆的取り組みです。ぜひ、一日民族学級の取り組みを通して、多文化の子どもたち、とりわけ在日韓国朝鮮人に子どもたちの民族教育について、考え、意見をかわしましょう。

この分科会では、みなさんに小学校5年生の民 族学級の模擬授業を体験していただきました。

紫色のきれいなチマチョゴリを身にまとった李ミンギさんのウリマル(母国語の意)のあいさつで民族学級はスタート。黒板にウリマルパネルを張り、子どもたち(=参加者)は事前に配られた資料や黒板、そして李さんの口元を見ながら、ゆっくりと発音を繰り返し、初めて体験する(?)朝鮮語を楽しんでいました。その後、朝鮮の伝統的な打楽器であるチャンゴを紹介。会場の都合上、実際には演奏できなかったものの、それぞれのひざをチャンゴに見立てて、朝鮮のチャンダン(リズム)に身体を揺らせ、ノレ(歌)にも挑戦。民族学級の子どもたちがよく歌う『アプロ(前へ)』を、慣れないウリマルで、口づさんでいました。

後半は、豊中で長い間で取り組まれているハギハッキョ(夏季学校)の模様がビデオで紹介され、在日韓国朝鮮人の子どもたちが、夏の短い一日ではあるが、自らの民族的ルーツについて学ぶ場面などが報告されました。引き続いて大枝明さんから『日本人のアイデンティティーとは』について、提起がなされました。「私にとっての文化」について考えるということで、自分自身が考える『日本の文化・朝鮮の文化』の良い点、悪い点を参加者に挙げていただきました。時間的に十分なデイ

スカッションはできませんでしたが、自分たちが 文化に接する際、どんな観点で、接していくのか などについて、話されました。

まとめは金相文(キム・サンムン)さん。日本の子ども、マイノリティーの子どもを問わず、今一番大切にされるべきなのは、『自尊感情』で、それが育まれないと、結局は「アンコのないまんじゅう」になってしまうのではないか? そうした意味で、再度自分たちのアイデンティティーについて考えることが大切であるとのことでした。

参加者から出た「行政的な支援が無く、勤務 校での在日の生徒らへの取り組みが困難」という 意見には、「大阪も制度的に保障は無いが、制度 を待つのでなく、子どもたちとやっていくことか ら始まった」との話がありました。

アイデンティティー保持・伸長する権利の保障は、マイノリティーの子どもたちだけでなく、すべての子ども、すべての人たちの課題であるといえます。今の学校は、ほとんど崩壊に近い状況であることは、もうあちこちで聞こえてくる内容です。しかし、現実に学校に多くの子どもたち、とりわけ在日韓国・朝鮮人をはじめとした外国人の子どもたちが通っている以上、一日も早く民族教育の制度保障が実現するように、取り組みを進めていく必要があります。

おもしろいお役所~行政の取り組み

コーディネーター:粟野真造(とよなか国際交流協会)

報告者:荒牧重人(山梨学院大学、子どもの権利条約ネ

ットワーク)

吉 永 省 三 (兵庫県川西市教育委員会人権教育室) 奈 須 謙 治 (大阪府豊中市教育委員会社会教育課) 貞 利 治 美 (大阪府八尾市教育委員会同和教育室)



子どもの権利条約の第42条は、締結国が条約の内容を広報することを義務づけています。国による 広報が不充分ななか、地方自治体における条約の実施と広報・学習の取り組みが少しづつ広がってきて います。市民参加による条約の翻訳やビデオ作成、広報のパンフレットづくりなどの具体的な活動をシェアしながら、これからの自治体の取り組みの可能性を探りました。

このような分科会に来る人は少ないだろうということで用意された小さな部屋は人でびっしり、 40人近い参加者の熱気があふれていました。

分科会は、栗野さんのミニ・ワークショップから始まりました。参加者の自己紹介の後、栗野さんの質問に対する答えで部屋の4隅に分かれるワークを行いました。「自分の地域の役所は条約の広報をがんばっていると思いますか」という質問では、ほとんどの人が「いいえ」の方に集まり、「役所にできることはもっとあると思いますか」という質問には「はい」の方に人が集まります。参加者のほとんどが、行政に対する期待を持ってこの分科会にきたことがうかがえます。「自分の地域の役所が何かやっているのを見たことがない」という人もいました。

次に荒牧さんが、自治体の条約への取り組みについてのアンケート結果を参照しながら、自治体の取り組みの現状、課題についての報告をしました。その中で、子ども議会や広報活動を行う自治体が増えていること、また施策への子どもの意見の反映や子どもを対象にした広報活動が不十分であることなどが指摘されました。

その次に、実際に自治体で条約の実施・普及に 取り組んでいる3人の方の報告です。

川西市で子ども議会や子ども向けの広報に関わ

っている吉永さんからは、現在の縦割り行政の仕組みの中で子どもを権利主体として位置づけ政策を行うことは困難であるという問題提起がありました。八尾市の貞利さんは、条約のビデオ作成や市民向けのフォーラム、各学校での取り組みなどを報告しました。また豊中市の奈須さんからは、市民参加による条約の翻訳作業と冊子づくりの事例が紹介されました。

休憩のあと、参加者からの質疑を交えながらの 意見交換を行いました。報告者への鋭い質問や提 案をはじめ、子どもがアクセスしやすいような情 報提供、子どもの目から見た施策の必要性などに ついて参加者から発言があり、活発な議論が行わ れました。各報告者からは、おとなと子どもとの 情報のシェアリングの重要性や、実際に子どもが どう条約を使うことができるのかといったより具 体的な情報提供、実際に学校の教室の中でのおと なと子どもとの関係を見直すことが必要などとい った指摘がありました。

最後に、3人ずつのグループでの意見交換を行い、各グループが大いに盛りあがっているところで時間がきてしまいました。

各参加者の行政に対する期待と、実際に何ができるかを探っていこうとする思いが伝わってくる 分科会でした。

多文化・マイノリティの子どもたち~共生をめざして

コーディネーター:陳 伊佐(在日コリアン人権協会)

報告者:鄭 栄 鎭 (八尾トッカビ子ども会)

李 幸子(西成区ソンチャバ子ども会)

中 津 美 和 (とよなか国際交流協会)

中島和久(国際子ども権利センター)



近年、多様な民族的アイデンティティを持つ子どもが増えています。ちがいを多文化としてみとめ、それがゆたかさにつながる社会や教育を、地域が発信源となってつくっていきたい。そんな視点で多文化・マイノリティの子どもたちに関わっている地域の子ども会や団体の取り組みを紹介した後、参加者のみなさんと「多文化」について考えてみたいと思います。

八尾トッカビ子ども会からは、近年増えるベトナム人を対象とした子ども会や、おとなも子どもも、日本人も外国人も一緒につくりあげる「八尾国際交流野遊祭」、新たな渡日の親子を対象にした「国際交流親子のつどい」の報告がされました。はじまりは在日コリアンの子ども会でしたが、ともすれば同じような状況に陥りかねない、新たな渡日の子どもたちのネットワークづくりを、地域を中心として行っています。

次に大阪市内で活動している在日コリアンのソンチャバ子ども会から。在日コリアンの子どもが名まえのために学校でいじめられたことがきっかけとなり、地域からその状況を変えていくためにつくられた子ども会です。在日であることを否定しないで、他の子どもたちのちがいも受け入れ、共に生きるための力を養うために学校と家庭が連携して取り組みを行っています。

とよなか国際交流センターでは、さまざまな取り組みのなか、今年2回目を終えた在日外国人の子どもキャンプと、来日まもない子どもへの緊急支援として行っている在日外国人の子ども対象の日本語教室「子どもメイト」を紹介いただきました。キャンプでは、普段、異文化をもっていることにストレスを感じている子どもたちがあつまり、他者の文化に触れることによって、自文化も

みとめることができるようになったといいます。 今後はさらに日本人の子どもたちとのつながりを 持つことを課題としています。

最後に、国際子ども権利センターより、婚姻外の日本人男性とフィリピン人女性の間に生まれ、日本とフィリピンのはざまで権利を奪われているJFC(ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン)の問題について報告がありました。JFCの中には父親に捨てられた子どもが非常に多く、その数は約2万人と言われています。個人的問題を越えた社会的問題として現状を理解し、問題を解決するための参加の呼びかけがありました。

報告時間が予定を上回り、その後のグループディスカッションの時間はあまりとれませんでしたが、その中でも「こういったことを初めて知ることができてよかった」「自分自身が動き出すことが大切」「もう少し深くまで、話を聞きたかった」という意見が出されました。さまざまな報告を通して感じられた共通の課題は、多文化・マイノリティの子どもたちの人権が守られていない状況にあるということです。それらが守られるためには、子どもたちだけではなく、地域社会のおとなたちが、ちがいをみとめられるようになる必要があると感じました。

南の国の子どもたちと私たち~子ども買春問題を中心に

コーディネーター:園 崎 寿 子 (エクパット・ジャパン・関西)

報告者:沖本瑞穂(DCI日本支部)

森 実 (エクパット・ジャパン・関西)



現在アジア地域だけで100万人の子どもが性産業の中で働いて(働かされて)います。このような子どもたちの性を買うおとなの中には、日本を含む、北の国の観光客も少なくありません。また日本では、子どもを被写体とするポルノも大量に出回っています。このような「子どもの商業的性搾取」をなくしていくため、世界的な取り組みを約束した世界会議が、1996年の夏、スウェーデンで開催されました。この会議を中心に報告し、日本の課題を考えていきます。

まず最初に、参加者の関心を把握するため、子ども買春問題を考える時「女性」「子ども」「開発」など、どのような観点からとらえているかを尋ねました。この点についてはさまざまな関心があるようでした。またスウェーデンで開催された国際会議については半分程度の人が知っているということでした。

次に報告にうつり、森さんから世界的な子ども 買春と日本の関わり、スウェーデン会議の意義が 報告されました。スウェーデン会議は、この問題 に取り組む始めての世界会議であり、世界の100 ヵ国以上の政府代表の他、多くの国際機関、 NGOが参加し、世界会議宣言と行動綱領を採択 しました。しかもNGOが政府代表と完全に対等 な立場で参加したこと、20人近くの若者代表も対 等な参加者として発言したことなど、きわめて画 期的な世界会議でした。

この報告を受けて、若者パネルの一人として日本から出席した沖本さんから、彼女の思いを語ってもらいました。若者パネルは、世界会議で劇を通して自分たちの問題を表現し、またおとなに対しても自分たちの意見を堂々と述べていきました。世界中から集った若者が、どのように自分たちの考えをまとめていったかが紹介され、そして若者が参加することの意義が何度も強調されまし

た。子どもに関わる問題を検討する時、おとなは もっともっと子どもの声を聞き、尊重してほしい と沖本さんは訴えました。

以上の報告を受けて、子どもが性産業に入って 行くことの原因、日本人加害者の処罰などについ て質問が出されました。

最後に5人程度の小グループに別れ、それぞれの感想や取り組みの方向性について討論をした。取り組みについては、性に関わる教育、男女関係や人間関係に関わる部分が多くのグループのテーマになっていました。さらに法制度やマスコミ、ネットワークの形成の必要性についても話し合ったグループがありました。問題の訴え方について、悲惨さだけを強調するのではなく、人や文化の強さなどを見ていく必要があることも指摘されました。

参加されている方は、この問題にこれまで関心を持っておられた方が多く、積極的に発言されていた。

とことん話し合おう! 日本政府報告について

コーディネーター:杉原卓治(国際子ども権利センター)

報告者: 荒牧重人(山梨学院大学)

平野裕二 (子どもの権利条約ネットワーク)

瀬戸則夫 (大阪弁護士会)



日本政府が子どもの権利委員会に提出した報告書は、形式上は委員会作成のガイドラインに沿っているものの、内容上は条約の報告制度の意味を理解しているとはいいがたいものです。報告書は子どもに関わる現行の法規定・制度や施策について記述していますが、条約の実際の運用、そのもとでの子どもの権利侵害の実態、今後の権利保障の課題など、肝心の点が見えない内容になっています。このような報告書では子どもの権利委員会での実りある審査は望めませんし、報告書の作成・審査をきっかけにした子どもの権利保障の促進にもつながりません。「追加情報」という形でもとって、改めて政府に報告をし直してもらう必要がありそうです。

政府の報告書を検討すればするほど、子どもに近いところで子どもの権利保障の立場にたった、市民 レベルでの条約実施の検証の必要性が高まっています。

1日目の「模擬・国連子どもの権利委員会」を受け、政府報告書の問題点を整理し、市民・NGOがそれぞれの役割やこれまでの経験からなにができるのかを話し合います。

テーマの固さから、「ほとんど参加者がないのでは」という大方の予想を裏切って、24名の参加をえた。1日目の「模擬子どもの権利委員会」の影響もあり、「なぜいま政府報告の検証なのか」「権利委員会ではどのような議論が展開されているか」について、日本のNGOレポート作成にかかわってきた人、また広く地域、学校、家庭での取り組みにかかわっている人など多様な参加者と活発な発言があった。

分科会のおわりに「子どもの権利条約だけではなく、全体として問題を考えていくことが重要。 国際人権法の発展を望み、継続することで可能性が生まれる」(平野裕二)といわれたように、「子ども」を規定する社会性、歴史性からの総合的アプローチが今後の取り組みの中で重視されなければならないだろう。

また、子どもの権利委員会には委員に教育の専

門家がいないので、適切なフォローが必要なこと や、法律論よりも政策面を重視していることなど、 特徴を十分理解することの重要性が確認された。

分科会で出された提案としては、(1) 在日・滞日外国人に対する「人権保障法体系」の確立、(2) 学校設置基準の緩和と社会教育への公費支出、(3) NGO、市民の手による地域、学校、家庭での子どもをめぐる実態の調査、(4) 今回のような「国内、国際、地域、マイノリティ、個人をつなぐ意見交換、協議の継続、などがあった。

「子どもの最善の利益」の立場に立つことの意味、とくに日本社会が「マイノリティ」の概念をもたない現状と、それを支えている法体系や諸制度について、深く考えさせられた分科会であった。

(まとめ)

条約の内容を豊かにする力量を私たち自身が高め ていく=エンパワーメントを!

◎国際条約における「報告制度」は、制度的には 最も弱いもの。にもかかわらず、報告書を作成す る過程と検証の過程を重視することで、条約の理 念と内容を実現し豊富化する主体者、すなわち私 たち自身がエンパワーされ(力量をつけ)ていく。 ◎政府報告を検証する目的は、

- (1) 子どもたちにより近いところで、子どもの権利保障の立場に立つ
- (2) 私たち自身が権利条約の主体であり、力量を 高めていくエンパワーメントのため
- (3) 私たち自身の活動の検証をも行っていくためである。

◎国際的には各国で「NGO連合」がつくられ、統一レポートが作られる方向である、ところが日本は、権利条約にかかわる問題の優先順位さえ示せていない。技術的には簡潔なレポートでないと読まれない。一般的にはNGOからの情報は子ども権利委員会に届いているということが重要で、そのための努力を惜しんではならない。

◎「子どもの最善の利益」というとき、それを自覚し実現できる子どもたち(おとなたち)を学校も含めた地域のネットワークの中で育てでいく取り組みが重要だという合意のでは、漠然とではあるができつつあるのではないか。そのとき、学校以外のとこではないか。そのとき校以外のとこのでもる財政的裏づけが実関係、社会関係の中で生きた労働や人間関係に学ぶことのできる条件も不

可欠だ。

◎在日コリアンの側から見れば、「差別の撤廃」にとどまらず、人権保障の枠組みが必要。日本の現行法には、在日・滞日外国人への「管理法」はあるが人権保障法がない。国内法はもとより日本社会においてもマイノリティとしての在日の存在そのものが認められていない。日本社会をも変革対象にした真の国際交流とふれあいが必要。

◎国際人権法を共通の言葉にして、国内、国際、マイノリティ、地域、個々人をつなげていかないと、解決はむずかしい。私たち自身の活動、生き方を見直すこと、原則に常に立ち返り、継続することが大切。子どもたちのエンパワーメントを支援する。

検証

子どもの権利条約

市民がつくる"子どもの権利条約白書"

子どもの権利条約フォーラム実行委員会 検証ワーキンググループ

〈喜多明人·栗野真造·荒牧重人·平野裕二·浜田進士·大河内秀人·勝本浩司〉

【……本書の特色………】

 子どもたち自身を含め、子どもの権利実現のために最前線で取り 組んでいる方々の現状報告を通して、日本における子どもの権利の 到達水準をはかる検証の書。

2) 現在、NGO・市民団体レベルで政府報告に対する補充報告書の 作成作業が開始されている中で、今後とも継続されるであろう報告 書づくりの基礎的資料の書。

3)子どもの権利条約を共通の基準として、今後ともましい権利実現の取り組みを行っていくための課題と展望を見出せるような行動指針的な書物。

【……本書の目次………】

序®なぜ、私たちは条約検証を提言したか子どもの権利約フォーラムをざしたもの Ⅰ®「子どもの権利」の検証のあり方と方法市民参加型の検証をめざして Ⅱ®「権利行便の主体」として子どもはどう動いたか

Ⅲ◎「子どもの権利保障」はどこまで進んだか

①国、②自治体、③教育·福祉·少生施設、

④親グループ·PTA、⑤地域団体·市民グループレベルでの検証

IV®世界の子どものために国際協力は<mark>離んだか</mark> V®私たちはなにができたのか

子どもの権利条約とNGO・市民団体に関するアンケート調査の結果 精新資料

「模擬・国連子どもの権利委員会」 子どもの権利条約の実施状況の検証に役立 文献・資

6月上旬発売! ☑四六判 ☑318頁 ☑ 定価 1785 円

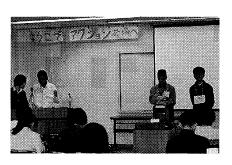
〒170 東京都臺島区南大塚3-12-4 ♠03-3987-8621 Fax.03-3987-8590

日本評論社

おもしろい子どもたち~子どもアクション広場

コーディネーター: 辻井 悠(ユア・ボイス)

辺 見 緑(国際子ども権利センター 大学院生)



今、私たちのまわりでは、学校のクラスやクラブ、生徒会・自治会で、あるいは学校の垣根を越えて、 地域や団体・グループで「子どもの権利条約」の精神をいかした行動に取り組み、瞳を輝かせている仲 間がいます。またその一方で、「体罰」「いじめ」「不登校」などの「子どもの権利」を踏みにじる問題 で、心を痛めているばかりか、命を落としてしまう仲間もいます。

このような私たち「子ども」の「今」を「子ども」自身で語り合ってみませんか。親や先生のこと、 地域や学校のこと、友達や遊びのことなどを、借り物でない自分自身のコトバで語り合いましょう。

行動・意見そして多文化の交流すすむ

子ども自身の参加型プログラムとしての「子どもアクション広場」は、今年で3回目を迎えました。特に今回の子どもアクション広場は、午前・午後通しの分科会として設けられました。参加者は全部で約80名、そのうち8割ぐらい子どもだったことが今回の特徴です。おとなと子どもでいっしょに話をする、という場にはなりにくかったものの、子ども同士の出会いの場としては、よい機会が提供できたのではないかと思います。



たくさんの子どもたちが参加

プログラムは午前と午後で分け、午前中は参加してくれた団体の活動紹介、午後はテーマ別グループ・ディスカッションを行いました。活動紹介をしてくれたのは、約10組。関西はもちろん、長野や青森、福岡からも出席がありました。内容的にも、子どもの権利条約の広報をしていたり、平和問題に関する調査活動を行っていたり、中学生の生徒会活動だったり、子ども議会をしていたり、と各グループさまざまでした。

参加してくれた団体を紹介すると…

①福岡子ども会議

小中学生80名で活動。いじめや制服などについて話し合ったり、教師と討論したりしています。

②ユア・ボイス

子どもたちの悩みに子どもが応える電話番組を 行っています。

③JHC (学校に不満を持つ子どもの会)

中高生を主体に校則問題について取り組んでいます。政府に丸刈り廃止などを訴えてきました。

④青森ちびすけランド共和国リーダーズクラブ・ トーキングKIDS 子どもの権利条約についてのアンケートを実施。現在、条約を津軽弁にしたものを作成中。

⑤大阪府豊中市立第11中学校生徒会

制服から自由服になった中学校。校則の見直しにも生徒の参加によって取り組みました。

⑥ティーンズ・メッセージ from はらっぱ 不登校やいじめについて取り組んでいます。ビ デオ「私服登校物語」を作成しました。

⑦長野ヒューマン・ボイス

子ども自身の気持ちを文章やイラストで表現した本を作成。その後もさまざまな表現方法でフェスティバルを開催しています。

⑧大阪高校生平和ゼミナール

府下の高校生が集まり、平和について学習しています。平和という言葉をもっと広い意味でとらえて、ユニセフ募金活動、ピースツアー、韓国・朝鮮問題などのさまざまなテーマの活動を行っています。

また、午後から参加してくれた地元大阪市の鶴 見橋中学校の朝鮮問題研究会のメンバーは、在日 韓国・朝鮮人の立場と子どもの権利条約について の話をし、ふだんの活動のひとつとして民族音楽 を披露してくれました。



会場前の公園で鶴見橋中学校の朝鮮問題研究会のメンバー による演奏



午後のグループディスカッション

午後のグループ・ディスカッションでは、「校 則」「不登校」「条約の広報と子どもの参加」「友 情と恋愛」といったテーマでグループが作られま した。各グループ内で、自分たちのふだん考えて いること、実際にそのテーマについて活動してい る団体にきいてみたかったことなどが、積極的に 話し合われました。午後の1時間半では話し足り なかったかもしれません。

後でもらったアンケートを見てみると、他の団体の活動を「自分のところでもやってみたい」という意欲的な意見や、同世代の子が各地で「さまざまな活動をやっているのを知って感心した」という感想とともに、来年もやってほしいという意見も多くありました。アクション広場でできたネットワークをどう継続していけるのかが、これから求められている課題であることを感じました。

